



# 山形県公報

平成18年7月28日(金)  
第1762号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                        |                   |      |
|------------------------|-------------------|------|
| 土地改良区の定款変更の認可.....     | (村山総合支庁農村計画課) ... | 1085 |
| 土地改良事業の工事の完了に係る届出..... | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....          | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 1086 |
| 一般国道の供用の開始.....        | ( 同 ) ...         | 同    |

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 1087 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | (商業経済交流課) ...     | 同    |
| 同.....                    | ( 同 ) ...         | 1088 |
| 同.....                    | ( 同 ) ...         | 1089 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....         | (庄内総合支庁建築課) ...   | 1090 |
| 一般競争入札の公告.....            | (病院事業局) ...       | 1093 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第763号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
鶴子六沢土地改良区
- 事務所の所在地  
尾花沢市大字六沢315
- 認可年月日  
平成18年7月19日

#### 山形県告示第764号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。  
平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称                    | 工事完了年月日     |
|--------|-----|--------------------------|-------------|
| 最上町    | 月楯  | 農地等高度利用促進事業<br>(農地維持保全型) | 平成17年12月15日 |

## 山形県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市湯野浜一丁目16番13から<br>同 下川字窪畑1番606まで | 旧    | 24.2メートル<br>と<br>7.2  | メートル<br>680 |
| 同 上                                | 新    | 24.2メートル<br>と<br>14.1 | 同 上         |

## 山形県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年7月28日から同年8月10日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市湯野浜一丁目16番13から  
同 字浜泉444番37まで
- 3 供用開始の期日 平成18年7月28日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 柏倉家文化村

(2) 代表者の氏名

村山 隆

(3) 主たる事務所の所在地

東村山郡中山町大字岡8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の市民・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あすなろの会
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 睦夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市窪田町窪田1400番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、要介護者及びその家族に対して、介護及び支援に関する事業を行い、高齢者の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成18年11月28日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号  
代表取締役社長 似鳥 昭雄  
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 小島 章利  
株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34  
代表取締役 青柳 富士男  
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号  
代表取締役 金子 正幸
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|----------------|------------------------|-----------|
| 株式会社 ニ ト リ     | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株式会社 コ ジ マ     | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 小 島 章 利   |
| 株式会社 ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大宝寺字日本国52番地3        | 齋 藤 祥 雄   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 未 | 定 |  |
|---|---|--|

(変更後)

| 名 称            | 住 所                    | 代表者の氏名    |
|----------------|------------------------|-----------|
| 株式会社 ニ ト リ     | 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 | 似 鳥 昭 雄   |
| 株式会社 コ ジ マ     | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号      | 小 島 章 利   |
| ゼ ビ オ 株 式 会 社  | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号       | 諸 橋 友 良   |
| 株式会社 ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34       | 青 柳 富 士 男 |
| ヴィクトリィ・オート株式会社 | 鶴岡市大宝寺字日本国52番地3        | 斎 藤 祥 雄   |

## 4 変更年月日

平成18年7月6日

## 5 届出年月日

平成18年7月6日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年11月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成18年11月28日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第2ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端291番4外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社高崎戸田書店 群馬県高崎市下小鳥町421番地

代表取締役 古川 泰明

株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号

代表取締役 金子 正幸

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

## （変更前）

| 名 称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社 高崎戸田書店 | 群馬県高崎市下小鳥町421番地 | 古 川 泰 明 |
| 未 定         |                 |         |

## （変更後）

| 名 称         | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 高崎戸田書店 | 群馬県高崎市下小鳥町421番地       | 古 川 泰 明 |
| 三 川 産 直 組 合 | 東田川郡三川町大字猪子字大堰端314番 3 | 佐 藤 信 夫 |

## 4 変更年月日

平成18年7月6日

## 5 届出年月日

平成18年7月6日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年11月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに三川町役場において平成18年11月28日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役社長 似鳥 昭雄

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

代表取締役 小島 章利

株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34

代表取締役 青柳 富士男

株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号

代表取締役 金子 正幸

## 3 変更した事項

## (1) 荷さばき施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

平成18年7月14日

5 届出年月日

平成18年7月6日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年11月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年7月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称簿

| 名称             | 所在地               | 限    |                 | 公衆<br>戸数 | 区分  | 家賃                      |                   |                   |                   |                   |                   | 家賃<br>3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 備<br>考 |
|----------------|-------------------|------|-----------------|----------|-----|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|--------|
|                |                   | 住宅形式 | 坪当り<br>床面積<br>率 |          |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が13,000円<br>以下者 | 収入が15,000円<br>以下者 | 収入が18,000円<br>以下者 | 収入が20,000円<br>以下者 | 収入が25,000円<br>以下者 |                                |        |
| 県営岩原アパ<br>ト2号C | 鶴岡市岩原本郷<br>尾越16-1 | 3DK  | 61.0            | 1        | 一般用 | 16,800                  | 20,400            | 24,100            | 27,900            | 32,200            | 37,000            | 37,000                         |        |
| 同 城南アパ<br>ト1号B | 同 城南町9<br>-34     | 同    | 64.2            | 1        | 同   | 18,600                  | 22,600            | 26,800            | 30,900            | 35,700            | 41,000            | 41,000                         |        |
| 同 川南アパ<br>ト1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1  | 2DK  | 51.2            | 1        | 同   | 15,800                  | 18,800            | 22,200            | 25,600            | 29,600            | 34,000            | 34,000                         | 単身可    |
| 同 二がねアパ<br>ト1号 | 同 二がね町<br>一丁目21-1 | 3DK  | 63.5            | 2        | 同   | 17,200                  | 20,800            | 24,600            | 28,400            | 32,800            | 37,700            | 37,700                         |        |
| 同 2号C          | 同 21-11           | 同    | 63.9            | 1        | 同   | 17,800                  | 21,300            | 25,200            | 29,000            | 33,600            | 38,500            | 38,500                         |        |
| 同 東原アパ<br>ト3号B | 同 東原町四<br>丁目15-22 | 同    | 62.6            | 1        | 同   | 19,000                  | 23,000            | 27,200            | 31,400            | 36,300            | 41,700            | 41,700                         |        |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年8月7日から同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は、平成18年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成18年10月1日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立日本海病院新総合医療情報システム関連電子機器の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月28日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂
- (2) 日 時 平成18年9月6日（水） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 新総合医療情報システム関連電子機器 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年12月8日（金）まで。詳細は入札説明書による。
- (4) 納入場所 山形県立日本海病院
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成18年1月20日付け県公報第1709号）により公示された資格を有すること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績または納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 山形県立日本海病院が提示するソフトウェアについて、動作を保証できること。
- (5) 9(1)により提出された仕様書等により、仕様書に示した要件を満たしていることが証明できること。
- (6) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱または山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

郵便番号998-8501 酒田市あきほ町30番地  
山形県立日本海病院医事経営課情報企画係 電話番号0234(26)2001（内線2610）

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成18年8月18日（金）午後4時まで提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者負担とする。
- (4) この入札及び契約は、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Total Medical Information System for Nihonkai Prefectural Hospital related electronic equipment: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. September 6, 2006
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501, Japan, TEL 0234-26-2001

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号  | ページ  | 行    | 誤                         | 正                            |
|------------|-------------|------|------|---------------------------|------------------------------|
| 平成13. 4. 1 | 号外(28)      | 18   | 12   | 第168条第1項ただし書              | 第168条第1項後段                   |
| 平成18. 5.30 | 第1745号      | 818  | 25   | 「警察本部警務部広報相談課」            | 「及び警察本部警務部広報相談課」             |
| 同          | 同           | 同    | 同    | 「警察本部の警務部広報相談課及び交通部交通指導課」 | 「並びに警察本部の警務部広報相談課及び交通部交通指導課」 |
| 同          | 6.30 第1754号 | 1000 | 下から4 | 西村山郡大江町大字小見字左南11番         | 西村山郡大江町大字小見字左南7番4、11番        |